

平成20年2定環境農政常任委員会

此村委員

平成19年度の6月定例会、9月定例会及び12月定例会におきまして、何点かにわたりまして提言を交えながら質疑をさせていただきました。この2月定例会は平成19年度の締めくくりの定例会であると同時に、新年度に向けた新しい施策を行っていくスタートでもあるということで、これまで取り上げた問題について、その後どうなっているか、どのように対応されようとしているのかということを中心に何点かお伺いしたいと思います。

まず、はじめに事業者及び家庭部門での地球温暖化対策についてお伺いいたします。

本県の二酸化炭素排出量のうち産業部門からの排出は4割を超え、その多くは鉄鋼や化学といった大規模事業者からのものと思われませんが、事業所数としては圧倒的に多数の中小企業に対しても温暖化対策を促していく必要があるということは既に申し上げたとおりでございます。そこで事業者向け対策を中心に地球温暖化対策について何点かお伺いしたいと思います。

6月定例会におきまして、東京都の取組を申し上げまして、東京都では一定規模以上の事業者に対して二酸化炭素の削減計画の策定などを義務付ける制度、それから一定規模以上の建物に対しては環境性能の評価を求める制度を持っております。さらに東京都では、大規模事業者への削減目標や排出量取引制度の導入などの大胆な方策を盛り込んだ東京都気候変動対策方針、カーボンマイナス東京10年プロジェクト基本方針を公表しているわけございまして、こうしたことを踏まえて神奈川県としてどのように対応するのかということをお尋ねしたわけでございます。その後、兵庫県におきましても、温室効果ガス排出12%減指導強化ということで、兵庫県が持っている環境保全創造条例で、排出抑制計画策定と措置結果報告を義務付けている県内約630の事業所のうち、大規模な約200事業所の削減目標を強化し、そして条例対象外の中小規模の約2,200事業所にも新たに定める指導要綱に基づき、同計画策定を義務付けるといった対策をとっているところでございます。そこで神奈川県におきましても、神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会が温暖化対策推進条例の検討案について県民意見の募集を行い、検討の中では事業者を対象にした規制を検討しているということでございますが、その結果、どのようになったのか、また、どのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

環境計画課長

委員お話しのように、産業部門で4割を超える二酸化炭素排出量を示しておりまして、これに業務部門も加えますと58%、約6割が事業活動による二酸化炭素の排出という状況でございます。条例案におきましては、温室効果ガスの排出にかかわりの深い、特に大規模な事業者に対しまして、何らかの削減の取組を示していきたいと検討委員会では考えているところでございます。今回の県民意見を求めるための案の中では、温室効果ガスの排出にかかわりの深い大規模事業者に対しまして、温暖化対策や削減目標等に関する計画を提出してもらい、県がそれを公表し、企業による計画的な温暖化対策を促すといったようなことが考えられております。

この温室効果ガスの排出にかかわりの深い大規模事業者ということでございますけれども、具体的な対象者としたしましては、まず一定規模以上のエネルギーを使用する事業者、また多くの従業員を雇用している事業者、さらに、多くの荷物を運送業者に運ばせるという事業者、いわゆる荷主で、例えば家電量販店などが代表としてございます。他に多くの自動車を使用する事業者、トラック運送会社やタクシー会社などを対象として考えております。

また一定規模以上のエネルギーを使用する事業者としては、鉄鋼業や化学工業などの一つの工場でエネルギーを大量に使用している場合だけではなく、フランチャイズチェーンなどのように1店舗のエネルギー使用量はそれほど大きくないけれども、県内の店舗のエネルギー使用量を全部合計すると一定以上になると、そういった事業者も含めた方が良いのではないかという考え方でございます。

また、排出量の報告や排出を減らすための計画の内容でございしますが、温暖化対策に関する基本方針やエネルギー使用量、総排出量の実績でございします。それから削減対策や削減目標などが想定されております。さらに大規模な事業者による一種の地域貢献策といたしまして、中小企業への支援や環境教育、また森林保全など、その地域で活動しかなりの量の二酸化炭素を排出している立場からも、何らかの貢献する取組を御提出いただくといったことも一つの考え方として御提案をいただいているところでございます。

なお、現在、国、それから東京都で検討を進めておりますキャップ・アンド・トレードにつきましては、事業活動は県内だけで行われているわけではないことから、検討委員会における今回の考え方には盛り込まれておりません。

此村委員

最後の方は少しトーンダウンしたような感じではありますが、いずれにいたしましても、知事は御承知のように最先端の条例をつくると言っているわけでありまして、実際出来上がったときに、東京都よりも遅れている、全国的なレベルから見てもいかなものかといったような条例案では、知事が言っている最先端の条例とは違ってきますので、多くの議員から指摘されないような名実ともに全国の最先端に行く施策を盛り込んだ条例案をつくっていただきたいということを要望いたします。

次は、中小企業への対応ですが、どのように対応されていかれるつもりでしょうか。

環境計画課長

条例案では中小企業に対しましては、大規模事業者に対するような義務的な規定は今のところございません。先ほど申し上げました大規模事業者に提出を求めます計画書の中に、地域貢献活動の一環として取引先やいろいろと関係のある中小企業への支援などを加えていただくようにする案や、一定の規模以上の環境配慮を行う事業者に対しまして、金融機関等と協力して低金利融資等を実施するように努めるといった支援に関する規定が案として盛り込まれております。

なお、中小企業に対する支援につきましては、条例で細かく規定するよりは、条例の趣旨を踏まえまして施策ベースでの検討を行っていく必要があるのではないかと考えております。

此村委員

中小企業につきましては、規制とかそういうことというよりも、一つはインセンティブを出してむしろ積極的にそれに参加していこう、取り組んでいこうというような施策も是非考えていただきたいと思うわけでありまして。

次に、クールネッサンス宣言のリーディングプロジェクトの中にもエコファイナンスプロジェクトが掲げられておりますけれども、これは具体的にどういうものなのか、中小企業への支援策として考えられているものなのか、御説明いただきたいと思っております。

環境計画課長

エコファイナンスプロジェクトでございますが、家庭や中小企業等が、様々な温暖化対策を進める上で、低金利融資を含めました資金調達上の支援など、金融ファイナンスの果たす役割は大変重要でございます。一方、金融機関の側でも環境改善を組み込みました金融商品を開発するなど、地球温暖化に関心の高い銀行等も増えてきております。そこでエコファイナンスプロジェクトは県がそうした金融機関と連携協力をすることで、県の温暖化施策との整合のとれたエコファイナンス、金融支援の仕組みをつくり上げていこうというものであり、これも中小企業の支援策の一つとして検討を進めてまいりたいと考えております。

此村委員

さらに中小企業の自主的な温暖化対策を促すためにISOなどの環境マネジメントシステムを取り入れることも重要であると考えておりますが、これについて県ではどのような対応を考えているのかお伺いしたいと思います。

環境計画課長

中小企業の温暖化対策の第一というのは、自らのエネルギー使用量を把握することございまして、その実態を把握した後は、これは大企業も変わりませんが、省エネ改修の余地を見出し、業務の改善を進めていくことでございます。

また、一方、最近では企業の社会的責任ということを問う世間の目も厳しくなっておりまして、中小企業といえども排出抑制など事業活動の中で環境への配慮が強く求められるようになってきております。こうした背景の下、企業自身のコスト削減にもつながっていくということで、中小企業の間で環境マネジメントシステムが大変注目を集めるようになってきております。県といたしましても、5、6年前から県のISO14001に関する研修を民間事業者の方々にも開放いたしまして、県職員と一緒に事例把握や講演等を聞いていただいております。今年2月に開催いたしまして、企業関係者490名の御参加をいただきました。また昨年度からの事業でございますが、中小企業向けの環境マネジメントシステム説明会を独自に開催しております。エコアクション21、エコステージ、KESなどISO14001に比べますと認証の経費や手続が簡便な環境マネジメントシステムを御紹介いたしまして、県内の中小企業の皆様に環境配慮を経営に取り入れていただくための情報提供を行っており、この説明会を機会に導入を考える企業が出てくるなど大変好評を得ているところでございます。

此村委員

中小企業、それともう一方で家庭部門ですが、基準年からの伸び率が著しい家庭部門で、温暖化対策は大変重要であると、連日報道でも行われているようでございます。昨年発表されました政府の環境循環型社会白書の中でも、家庭で省エネ性能の優れた家電製品に買い替えることで二酸化炭素排出量を1世帯当たり最大で4割以上削減できるとの試算等が書いてありまして、家庭部門での削減ということが重要であるということが白書の中にも述べられているわけでございます。そして、それに対して様々な取組も行われておりまして、環境省では二酸化炭素削減に向けましたポイント制度の普及を支援しております。また、これについては「私のチャレンジ宣言カード」持参で省エネ商品の割引など協賛企業の多種多様な特典を提供するといった取組を環境省では行っている。

そして、これだけではなくて各地方自治体でもいろいろと行われているわけでございます。例えば静岡県では2008年度、新年度から地球温暖化防止の県民運動、ストップ温暖化アクションキャンペーンというものを繰り広げ、参加者が協賛店から特典を受けられるストップ温暖化ポイントカード事業を始めます。このように要するに家庭等で温暖化対策に取り組んだ人に対しての特典を与えるというものを静岡県でも実施するわけございまして、さらに愛知県でも

エコマネー制度を実施している。このように家庭部門で、みんな少しずつではありますが、地球温暖化対策等について、また二酸化炭素を削減しようということについて意識は浸透されつつあるわけでありますが、更にそれを促進するために、インセンティブを与えるといった独自の制度を設けて、そして家庭部門でも二酸化炭素削減を促進していこうという取組が行われているわけでございます。本県におきましても、クールネッサンス宣言の中に家庭部門での取組を何項目か入れまして、そして取り組んでいこうとしているわけでありますが、そうしたことをもっと積極的に、加速度がついて進むようにするために、今私が例示として申し上げた静岡県、愛知県といった先進的な取組を参考にいたしまして、神奈川らしい家庭部門の二酸化炭素削減に向けた取組を行うべきと、このように思いますがいかがでしょうか。

環境計画課長

今、御紹介のありました静岡県、それから環境省、三重県ではほぼ同じような手法でエコポイントを使っているようでございまして、インターネットで環境にやさしい取組について登録する、もしくは三重県であれば各家庭が節電に取り組み、検針紙を前月と比較しまして、前の月よりも減っている場合、提示するとエコポイントがもらえ、現金のキャッシュバックとか粗品進呈などの特典が得られるというような仕組みにしています。国の場合は、インターネットで登録しまして、それを「私のチャレンジ宣言カード」ということでプリントアウトしまして、協力店舗に持っていくと何らかの特典が得られるといった制度でございます。

また愛知県の場合は、愛知万博の際にエコマネー事業を行い、入場券にICカードが内蔵されておりまして、それを博覧会が終わってからも利用してエコポイントがたまるような活動をしているという状況でございます。

神奈川県の場合、マイアジェンダ制度ということで平成15年度より登録制度を推進してまいりました。現在マイアジェンダ制度をより実践につなげていくということでインターネット版の環境家計簿をエコボという名前で運用を開始したところでございます。このエコボは家庭での電気、ガス、水道などを各エネルギーの使用量を入力することによって二酸化炭素の排出量が自動計算されるというものでございまして、いろいろ過去と比較をしたり、同じような条件の御家庭と比較したりというようなことができるものでございます。今後はエコボを御利用いただきまして、いろいろと努力しているけれども、省エネの効果が出ないという御家庭については、個別具体的な省エネアドバイスをを行うアドバイザリー事業を実施してまいりたいと考えております。

また、委員からお話がありましたように、他県でも行われておりますエコポイントといった制度も効果的ではないかと考えておりますので、このマイアジェンダ制度やエコボの活用等に関係させた仕組みは考えられないか、他県の先進的な取組も参考としながら、更に検討を進めてまいりたいと考えております。

此村委員

本当に神奈川らしい、神奈川を逆に見習っていこうと言われるような制度を是非つくっていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、地球温暖化対策については、県民、企業、行政などあらゆる主体がそれぞれに期待される役割を積極的に果たしていくことが重要であります。現在県では条例の検討を進めておりますが、中小企業が効果的に温暖化対策に参加できるような仕組みについて発表をいただくとともに、中小企業向けの経済支援策や環境マネジメントシステムの導入支援策などについてもきめ細かく対応していただきたいと思っております。また家庭部門での温暖化対策についても本格的な施策の実施が喫緊の課題だと思います。クールネッサンス宣言を契機として、これまで以上に知事が言っているように、最先端をいく取組を是非期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、太陽光発電の普及拡大についてお伺いいたします。

この問題も既に6月定例会におきまして取り上げたところでございますが、そこでクールネッサンス宣言のリーディングプロジェクトの一つとして太陽光発電普及拡大プロジェクトがございまして、これを中心に何点かお伺いしたいと思っております。

まず、改めまして太陽光発電設備の県内の導入状況について、現状を説明していただきたいと思っております。

環境計画課長

本県が(財)新エネルギー財団等の情報を基に取りまとめました平成18年度末現在のデータによれば、1万4,074件、設備容量は5万221キロワットとなっております。この内訳を見ますと、個人住宅での導入が大部分を占めておりまして1万3,202件で93.8%、県、市町村、国等の公共施設が668施設で4.7%、工場、店舗等の産業・民間業務部門の204施設で1.4%が導入されております。

また、住宅用の導入量につきましては、平成17年度までは年々増加してまいりましたけれども、平成18年度は前年度を下回る結果となっておりますところでございます。

此村委員

今、本県における太陽光発電の導入状況の説明がございましたけれども、これは神奈川県が必ずしも進んでいると言えないわけございまして、積極的に進んでいるというところで愛知県や滋賀県があるわけです。本県でも平成20年度予算にクールネッサンス宣言の中の太陽光発電普及拡大プロジェクトに関連して調査検討費が計上されておりますけれども、これはどのようなことを調査検討するのかお伺いしたいと思っております。

環境計画課長

平成20年度予算案の調査検討費でございますが、これはクールネッサンス宣言の旗印の下に、地球温暖化対策としてより効果的な取組をリーディングプロジェクトとして位置付けたものの一つでございます。このリーディングプロジェクトの中には太陽光発電に焦点を当てたプロジェクトが幾つかございまして、一つは県庁舎に太陽光発電システムを設置する県庁エコ化プロジェクト、もう一つが県有施設に設置していく県有施設エコ化プロジェクト、最後に今お話がございました太陽光発電普及拡大プロジェクトでございます。この太陽光普及拡大プロジェクトは、太陽光発電を行おうとする個人への助成等の支援制度あるいは助成制度を持つ市町村への支援と太陽光発電を備えた住宅を購入した個人や太陽光発電を導入した事業所への不動産取得税の減免などを想定しております。

この不動産取得税の減免につきましては、総務部内で検討をいただくことになっておりますので、環境農政部といたしまして、今回の調査検討費で設置が伸び悩んでおります住宅用太陽光発電の普及拡大に役立つ何らかの助成制度を立ち上げたいと考えております。個人に直接助成する方法もございまして、県内には既に複数の市町村が補助制度を持っておりますので、地域の状況もお聞きしながら、効果的な方法を検討いたしまして、その中で市町村と連携した対策の可能性についても研究をしてまいりたいと考えております。

此村委員

是非良いものをつくっていただきたいと思うわけでありますけれども、太陽光発電設備のための新たな支援策の検討を行うということで、今、少しお話があったわけですが、こうした支援策についていつごろから開始しようと考えているのか。また明確な導入目標を持ってそうした取組を進めることが大切だと思いますが、目標値を持つのか、例えば先進的に取り組んでおります東京都、愛知県、滋賀県等ではきちんと施策を明確にして、目標もきちんと明確にして取り組んでいるという事例もあるわけですが、先進的に取り組んでいる東京都、愛知県、滋賀県の事例を御紹介いただきながら、本県の制度をどうされるのかお聞きしたいと思います。

環境計画課長

支援策の実施につきましては、調査検討も踏まえまして、できるだけ速やかに実施していきたいと考えております。また目標についてでございますが、東京都は例えばカーボンマイナス10年プロジェクトで100万キロワット相当の太陽エネルギーの利用拡大を目指すという目標を掲げておりますが、2005年度までの導入実績が3万1,000キロワット程度でございますので、3万から100万への飛躍的な伸びというのはなかなかこれも大変ではないかと思われまます。平成20年度は制度の構築を行い、体制整備に当てるとのことでございますが、助成制度等にいたしましてもかなり大量な資金を投入する必要があるのではないかと見ております。

また愛知県は、ソーラーミリオン作戦ということで太陽光発電システム導入の数値目標を100万基としておりますが、2005年度までの導入実績は1万6,000基弱でございますので、これも目標達成は困難と思われまます。滋賀県は数値目標が2万4,000キロワットで神奈川県と半分程度でございますので、間もなく目標達成が見込めるという状況でございますが、目標の設定というのは、やはり大きな技術的なブレイクスルー等がないと大きな目標値の達成は難しく、また地道にいくと少しずつということになるのかと考えております。

本県の場合でございますが、平成17年度までの国の補助制度があったときまででございますが、ある程度順調に太陽光発電設置数が伸びておりましたので、まずはその回復を目指すことができるような制度設計をしてみたいと考えているところでございます。

此村委員

何事もそうですけれども、ものを成そうというときに目標がなかったらできないでしょう。確かに東京都と愛知県は目標が高くて難しいでしょうが、神奈川県から難しいと言われたくないと向こうは恐らく思っているわけでありまます。大変大事なことは、環境に関しては、やる前からできるようなことをやっても意味がないわけで、難しいけれども、ここまで目指してやろうというのが行政の施策展開ということになるのではないのでしょうか。

それともう一つは、きちんとここまでやるのだという姿勢、だれが見てもこんなことはできるという目標を掲げても、県民のだれも喜びません。ここまで県はやる気になっているのかという中で、県が率先して、この施策を進めていくということになるのではないかと、私は思うわけでありまます。難しいけれど、その中でも議論して目標を明確に持って、県民に目標を示して、県民の協力もいただきながら進めていこう、こういう中でそのためにどうしたらよいかという施策も生まれてくるのではないのでしょうか。

環境計画課長

助成制度等をつくる際には、かなりの額の助成制度の設計が必要になるのではないかと考えております。その施策の内容を検討する中で、何らかの目標についても設けられないかどうか検討したいと思っております。新聞報道等によると新しい太陽光発電の技術開発も行われてい

るようでございますので、その辺も十分勉強いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

此村委員

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。今課長が言われたように、技術も相当進んでいるわけです。今までの技術で難しくても、技術開発も進んでいるということも踏まえて、やはり目標ですから少し上を向いて、是非高い目標を掲げて取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思ひます。

改めまして、太陽光発電の設備の普及に当たり学校などに設置することによって、環境教育として子供たちに訴えることは最も効果的であると、以前の委員会でも申し上げたとおりでございますけれども、これについて、県としてのこれまでの取組実績について伺いたいと思ひます。

環境計画課長

太陽光発電設備の普及啓発のためのこれまでの取組ということでございますが、かながわボランティア活動推進基金 21 を活用しまして、NPO 法人と県との協働で県立高校等への太陽光発電システムの導入を行い、設置校を環境教育の拠点とする地球温暖化対策地域学習センター事業をこれまで進めてまいりました。地球温暖化対策地域学習センターでは、設置した太陽光発電システムを教材の一つとして活用いたしまして、自然エネルギーについての学習やソーラーカーを走らせるなどの実践的、体験的な検討学習、また人材の育成などを行っております。

また、システムの導入状況を申し上げますと、平成 15 年度の小田原市立大久保小学校をはじめ、これまで 7 校に合計 38.316 キロワットの太陽光発電システムを導入しております。

此村委員

今後、県立高校などでも太陽光発電を設置していくのか、その辺はどうでしょうか。

環境計画課長

このNPOの協働事業は平成 19 年度で終了するため、平成 20 年度は太陽光発電システムを学校へ導入する予定は今のところございませんが、各学校に設置されました地球温暖化対策地域学習センターへの講師の派遣や各学校のネットワーク化などソフト事業は継続していくこととしております。今後もグリーン電力基金などによる助成やPTAの寄附等を使って、例えば創立何十周年の記念事業などで設置をしていきたいという学校もございますので、そうした場合にもモデルとして使えるような環境学習のひな型をつくっていききたいと考えております。また県として県立高校への設置が進むよう教育局とも協議をしてまいりたいと考えております。

此村委員

前にドイツへ行ったときに、ドイツに限らないのですが、小学生ぐらいから子供たちを対象にした環境教育というのは非常に盛んでありまして、いろいろな角度から行っているのです。本県でもそういうことが浸透されつつあるだろうと思うのですが、環境教育の非常に分かりやすいものとして、また設置場所もありますから、やはり小学校だとか中学校にあれば、非常にダイレクトに子供たちの環境教育になるし、そういった子供たちが、環境のことに気を遣いながら、考えながら行動できる大人に育っていくということです。県としましては、小学校、中学校は守備範囲ではないわけですが、大きなトータルな施策の一環として、是非各市町村、また全庁的な一つの取組の中で、高校だけではなくて小学校、中学校にも太陽光発電が普及していくように、是非皆さんから発信していただきたいということを要望しておきます。

次に、県有施設エコ化プロジェクトによって、県有施設に太陽光発電設備を設置していくとのことでもありますけれども、隣の東京都では省エネ仕様 2007 を策定いたしまして、都の施設を最高水準の省エネ仕様に転換していくということで取り組んでおります。県有施設のエコ化ということであれば、本県でも同様な取組を行うべきであると思いますが、まず東京都の省エネ仕様 2007 について簡単に御説明いただいて、本県としてどのように取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。

環境計画課長

東京都の省エネ仕様 2007 でございますが、これは昨年 1 月、カーボンマイナス都市づくり推進本部が設置されまして、その一環で庁舎、学校、病院など東京都の施設につきまして、最高水準の省エネ仕様に転換していきたいということで省エネ仕様 2007 を発表したと聞いております。

本県でも公共工事や県有施設のエコ化を進めるために、平成 20 年度から環境配慮ステップ U P + 1 というシステムを導入することとしております。公共工事や県有施設の建設に当たりまして、環境に配慮した新たな工法や設備等を積極的に導入するように努めまして、環境配慮の取組を更に向上させる、これをステップアップとしておりますが、さらにそのうち、地球温暖化対策など重大な取組に一工夫加えたプラスワンということで、象徴的な取組を行っていくこととしております。この中で県有施設の新築等に当たりましては、C A S B E E という環境性能評価システムを用いまして、当該施設への環境性能評価を行い、原則 A 以上の上位の評価クラスの取得と一定規模以上の二酸化炭素の削減を義務付ける取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

此村委員

是非、東京に負けない神奈川らしい、また東京を超える施策を行っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

地球温暖化対策を進める上で新エネルギーの導入は柱の一つであり、県有施設への導入、特に学校への導入は効果的なので是非積極的に進めていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思っております。

また住宅への太陽光発電の導入拡大に向けた支援策についても、効果的な仕組みをしっかりと検討していただき、さらに県有施設への導入経過については、成果が広く県民や事業者に分かりやすいように提供しながら進めていっていただきたいことを要望しておきたいと思っております。

次に、前にも当委員会で取り上げさせていただきましたレジ袋の削減についてでございます。昨年 11 月でしょうか、皆さんの主導で県庁の中でもレジ袋の削減をやろうという運動を進めていただいて、それなりの効果があったと報告をいただいたわけでもございますけれども、その廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用のいわゆる 3 R をより一層進めていくために、また二酸化炭素の削減を図るためにレジ袋の削減をはじめ、現在のライフスタイルを変えていくことが必要であると思っております。このようなことから、現在各地区でレジ袋の削減の取組が進められており、本県でもクールネッサンス宣言で神奈川のレジ袋プロジェクトを掲げ積極的に取り組んでいるとのことでもありますので、この点について幾つか伺いたいと思っております。

レジ袋を削減することにより、廃棄物の発生抑制とともに、二酸化炭素の削減にも効果があるわけでもございますが、改めて本県においてレジ袋の削減を進める必要性とその効果についてお伺いしたいと思います。

廃棄物対策課長

まず、レジ袋を削減する必要性でございますけれども、レジ袋につきましては、全国で年間約 305 億枚が使用されていると言われております。このデータを基に本県の使用量を人口割合で推計いたしますと、年間約 21 億枚が県内で使用されていることになりまして、その製造に必要となる石油量につきましては、約 2 万 9,200 キロリットルということで、これは県内の石油使用量の約 0.2%に相当いたします。また製造にかかわる二酸化炭素排出量につきましては、約 12.7 トンで県内の二酸化炭素排出量の約 0.2%に相当すると推計されます。さらに、これが全部ごみとして排出された場合につきましては、約 2.1 万トンと推計されまして、これは県内の一般廃棄物の排出量の約 0.6%に相当いたします。また数値で表すことはできませんけれども、レジ袋が不法投棄されますと自然分解されないということで、海岸とか河川にそのまま残りまして、野生生物、例えばクジラとかカメがえさと間違えて飲み込んでしまったりして窒息するということが、生態系への悪影響もあることも見逃せません。つまり、レジ袋の使用を削減することによって、石油の使用量、生産時に排出される二酸化炭素の発生が削減されまして、地球温暖化対策防止に寄与するとともに、廃棄物の発生が抑制されまして、自然環境の保全にもつながるものであると考えております。

次に、ねらいでございますけれども、日常生活の中で資源の無駄遣いをやめまして、地球温暖化防止対策として、循環型社会を構築していくためには身近なことから取り組んでいくことが重要であると考えますので、こうした取組のきっかけとして日常生活に密着して簡単に行動することができるレジ袋につきましては、その使用削減の取組を行うということから、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図っていかうというものでございます。

此村委員

全国的に見てもレジ袋削減に向けた取組は、京都市などの市町村を中心に進められているようでありまして、都道府県でもこうした取組が進められており、また動きが加速化いたしております。先進的な取組としてどのようなものがあるのか御紹介をいただきたいと思っております。

廃棄物対策課長

レジ袋削減の取組でございますけれども、レジ袋が不要になった場合については一般廃棄物に該当しますので、市町村の取組が多かったようですけれども、最近ではより広域的な取組ということで都道府県が行う例もあるようでございます。私どもが承知している限りでは、現在 7 県でこうした取組が行われておりまして、例えば具体的に申し上げますと、県によって様々な取組が行われておりますけれども、秋田県、石川県につきましては、昨年 6 月からマイバッグ持参運動の推進を目的として、事業者と協定を締結して、レジ袋の削減に取り組んでおります。

また、愛知県におきましては、事業者登録制度として、3 年以内にレジ袋の削減率 50%以上を目標とする小売店が県や市町村に登録を行いまして、レジ袋の有料化、ポイント付与などによってレジ袋の削減に取り組んでいるところでございます。

さらに、富山県におきましては、県内一斉レジ袋有料化の取組としまして、県内の主要スーパーにおいて、今年 4 月 1 日からレジ袋の無料配布を取り止めまして、レジ袋の有料化を可能としております。この取組につきまして富山県に確認したところによりますと、平成 18 年秋ごろに地元のスーパーから、県内全域でレジ袋削減をしてほしいということを言われまして、その後、事業者、消費者団体と検討した結果、この実施に至ったと聞いております。

此村委員

以前の当委員会でこの問題を取り上げたときに、事業者団体、それから消費者団体、市町村などの行政、これらの人たちが入ったきちんとした協議会をつくって、レジ袋の削減に取り組み、できたら全廃すれば一番よろしいわけでありますけれども、県民に分かりやすい形の方策を検討し、打ち出していくべきであると、このように申し上げたわけでございます。そこで、神奈川県のリジ袋プロジェクトではどのような取組を行っていかようとしているのか伺いたいと思います。

廃棄物対策課長

クールネッサンス宣言のリーディングプロジェクトの一つとしてレジ袋の削減を掲げているわけですが、その中では県内小売店でのレジ袋の使用禁止あるいは有料化の検討と、マイバッグの使用奨励など、レジ袋の使用抑制のキャンペーンを掲げているところでございます。

まず有料化の検討でございますけれども、現在、県内に多数の店舗を有しており、またレジ袋の有料化を実施しているスーパー等 10 社に個別にお会いいたしまして、意見交換をしているところでございます。各スーパーにおきましては、独自の取組をそれぞれしておりまして、有料化に対する取組とかスタンスは様々でございます。県と一緒に事業を推進するに当たっての課題であるとか、御意見をいただいております。例えば、やはり売上の減少が問題になるとか、ポイントを付与すると経費がかかる、このような課題を聞いているところでございます。こういって今後レジ袋の有料化に向けまして、事業者とのスタンスが一致を見れば協定の締結に向けて調整を図っていきたくて考えております。

次に、使用奨励とか使用抑制キャンペーンにつきましても、消費者である県民の理解が最も重要でありますので、スーパーや消費者団体と連携して普及啓発事業を進めていきたくて考えております。

さらに、組織体制としては、来年度なるべく早い時期に仮称でございますけれども、神奈川 3 R 推進会議を設置して、この中で議論、検討、さらに実施という形で進めていきたくて考えています。

それから、市町村につきましては、3月3日、来週の月曜日になりますけれども、所管課長会議を開催しまして、県との連携、事業者との連携につきまして、御意見、御協力をいただきたいと思いますと思っております。

此村委員

3 R 推進会議ですが、例えば兵庫県、千葉県、茨城県では明確にレジ袋の名称を会議名に入れており、兵庫県ではレジ袋削減推進会議、千葉県はレジ袋削減検討会議ということで、本県は 3 R という広い意味ですが、これはどちらが良いのか分かりませんが、ただ申し上げたいことは、いろいろな 3 R の一つの象徴的な、それを進めていく突破口がレジ袋の削減であり、レジ袋をもらわないような人は、先ほども質疑が行われておりました白熱球だって使わないように努力するでしょうし、ごみの分別もやるでしょう。ただ、レジ袋を突破口にして県民に二酸化炭素削減に向けた意識を高揚させる。恐らく兵庫県にしても千葉県にしても、象徴的なものをまず分かりやすく県民に示すことによって、結果として 3 R 全体に意識を向けていくということだろうと私は思うのです。本県は 3 R と言われましたが、その名前からまず一つ考えていただきたいと申し上げておきますが、協議会を設置するということでもありますので、改めてどのような組織で、何を具体的に検討されようとするのか、お聞かせいただきたいとしたいと思います。

廃棄物対策課長

委員御指摘のとおりでございます。これまで廃棄物全体の総合的な対策ということで、かながわ廃棄物減量化推進協議会がございまして、これは非常に広範囲な対応をしていたわけがございます。今回は容器包装、特にレジ袋の削減に集中的に取り組んでいきたいということで、先ほど申し上げました有料化を実施しているスーパーとの協力も得まして、レジ袋の削減を重点的に検討していただきたいと思っております。その中にはスーパー、消費者団体、市町村に御参加いただいて、なるべくコンパクトな形で中身の濃い検討ができる組織体制を考えていきたいと思っております。

此村委員

改めて申し上げますが、川崎市もレジ袋と銘打って、表題を付けて対策を練っている。横浜市でも、他の市町村でもレジ袋の削減をとにかく突破口にしてやろうという運動を進めているのに、神奈川県が3Rというとらえ方をして、県民から見れば市町村がレジ袋、他の都道府県でもレジ袋削減をやっているのに、ちょっと違うのではないですかと思うのです。大事なことは県民へのアピールですから。どういう組織をつくって、具体的に何をやるかということ、それを県民にどう訴えるかということが大事で、みんなレジ袋、レジ袋と盛り上がってやってきているのに、神奈川県だけ3Rですということではいかなものかと、現場の声、現場の動き、それを知らないのではないかと私は思っていますので、これは要望にとどめておきますが、ネーミングを再検討していただきたいと思えます。

レジ袋を削減するには、県民に対する普及啓発が重要であるわけですがけれども、今までにどのような普及啓発を行い、今後どのような普及啓発を行っていくのか伺いたいと思えます。

廃棄物対策課長

今までの取組でございますけれども、具体的な取組としましては、3R推進月間である毎年10月に県のたよりやホームページなどを活用した普及啓発事業、それから県民参加型のイベント会場におけるマイバッグキャンペーンなどを実施してまいりました。昨年は八都県市と連携した取組ということで、特に大学生とか消費者、スーパーと連携したトークイベントを行いまして、レジ袋削減について議論いただいたところでございます。

今後の取組でございますけれども、なるべく県民から広く意見をいただきたいということで、レジ袋削減に対するキャッチフレーズであるとか、レジ袋を削減するアイデアであるとか、それからマイバッグについてなかなか使い勝手が悪いという御意見もありますので、それに対するデザインやアイデアを募集していきたいと考えております。さらにポスターを作成するほか、県のたより、ホームページ等で周知を図っていききたいと考えております。

イベントにつきましては、春のゴールデンウィークの時期と3R月間の10月に集中的にスーパーと連携した取組を図っていききたいと考えています。

さらに、八都県市でも同様にレジ袋の削減の取組を行いますので、連携しながら取組を広く進めていきたいと考えております。

此村委員

先ほど申し上げましたレジ袋は3R、また環境問題を考えるスタートであるということで、積極的に進めていかなければならないわけではありますが、神奈川県を見ると、例えば同じ川崎市の中でも北と南、政令市の中でもそれぞれ違うのに、県域というのは非常に広いですからみんな違う、全然違うのです。同じ店でも山の手ではレジ袋を削減するために様々やっているけ

れども、下町では何もしないとか、そういうばらばらな対応になっているのもまた現状でありますので、先ほど申しあげましたように、やはり県がやるということは、要するに県民、県全体のレジ袋削減に向けた取組を底上げしていこう、そしてずっと盛り上げていこうという施策でありますので、分かりやすいネーミングで、分かりやすい施策を是非打ち出していきたいと思えます。

私は買物には余り行かないですけれども、行ったときにはマイバッグを持つように心掛けておりますし、家族にも持つように言っております。年末にある地元の大きなスーパーに行って、会計している間、10分ぐらいずっと見ていたのですが、一人だけマイバッグを持っている人がいました。つい1週間ほど前に行って見ましたら、四、五人、男の人も含めてマイバッグを持っているのを見まして、徐々にそういった意識が高まってきて進みつつあるという中で、きちんとした施策を出すことによって、一気にレジ袋削減運動も進むと考えますので、今後の皆様の施策を期待したいと思っております。

もう1点、廃棄物のリサイクル及び電子マニフェストの普及についてお聞かせいただきたいと思えます。

この問題につきましては、昨年の9月定例会の当常任委員会におきまして、廃棄物から再生される様々なリサイクル製品の普及や適正処理を進めるための電子マニフェストの普及について質疑しました。その後の検討状況や対応について幾つかお聞きしたいと思っております。

まず、はじめに9月定例会では、神奈川らしい認定制度の構築について質疑したわけでありますけれども、リサイクル製品の認定制度について、その後の検討状況や対応状況についてお伺いしたいと思えます。

廃棄物対策課長

いわゆるリサイクル製品認定制度につきましては、これまで不用として廃棄されてしまった物を、再生資源材料として製造、加工されたリサイクル製品として、申請に基づいて都道府県が認定する制度でございます。このようなリサイクル認定制度につきましては、全国的には愛知県や大阪府など35道府県で実施しているところでございます。このうち認定件数の多い愛知県、大阪府、岡山県、また、平成17年度に起こったフェロシルト問題がございまして、製品の安全性が問題になりました三重県、さらに地域性を見るために秋田県、沖縄県、この6つの府県を抽出いたしまして、重点的に話をお伺いしているところでございます。

具体的な検討項目としましては、リサイクル製品は非常に対象が広いものですから、特にリサイクル認定制度として対象とする品目、認定するに当たっての要件、基準であるとか方法、認定後の安全性を確保する方法、具体的な普及促進策、こういうものについて伺っているところでございます。

此村委員

先ほど答弁がありましたように、47都道府県のうち35道府県で実施しているのです。確かにいろいろと効果が認められても課題があるということは今課長が言われたのですけれども、47都道府県のうち35道府県が実施していて、早いところは平成9年度からやっているのです。神奈川県は一体何をやってきたのかという話になると思うのです。課題が多いのであれば35道府県も実施していないわけで、この前も申しあげたように、100%完璧な施策はないのです。そのマイナス部分をいかに少なくしながら施策を前に進めるかというのが私は政治である、行政だと思っているわけであります。まだ1県や2県ぐらいしか実施していないということなら分かりますが、35の道府県で課題がある中で実施しているわけであります。いずれにいたしまして

も、前回質疑をさせていただいた際、その後、更に検討していくということでございましたけれども、その検討結果、また、どのように対応されようとしているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

廃棄物対策課長

リサイクル認定制度につきましては、リサイクル製品の普及促進ということで効果は十分でございますので、今後は先ほど言ひました課題を整理しながら、専門家の御意見を聞いたり、それから県土整備部でも4月から建設リサイクル資材の認定制度が始まりますので、これらを踏まえながら制度創設の方向で本県らしい、今後問題の起きないような制度を確認しながら進めていきたいと考えております。また、これにつきましては、神奈川県の廃棄物処理計画改定案の中にも施策として位置付けているところでございます。

今後は先ほどのいろいろな課題とか解決法につきまして検討を加えて、庁内、関係機関とも調整を図りながら、平成21年度にも制度がスタートできるように積極的に取り組んでいきたいと考えております。

此村委員

これだけいろいろな前例、失敗例もあるでしょうし、また成功例もたくさんあるわけでございますので、是非、皆さんの御努力によって一番良いものをつくってもらいたいわけでありませう。神奈川県らしいリサイクル製品の認定制度を是非つくっていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思ひます。

次に、電子マニフェストの普及について、これはなかなか全国的に普及しない状況にあるわけでございますが、現在の全国、そしてまた神奈川県の状況はどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

廃棄物対策課長

電子マニフェストの普及の状況でございますけれども、国において指標に使っております普及率で申し上げますと、平成18年度は5.3%でございます。平成17年度は3.5%でございます。また電子マニフェストの加入者数ですけれども、全国で平成18年度末では7,784者が加入していましたが、平成19年度は1万6,952者ということで2.18倍に増えています。本県における加入者数は、1万6,952者のうち1,055者となっております。こうして普及率は先ほど申し上げましたように5.3%と低いのですけれども、加入者数の伸びは急な伸びがあるという状況でございます。

此村委員

非常に伸びているということでございます。これはこれで評価したいと思っておりますが、問題は課長が言われたように、普及率が非常に低いということで、これをもっと飛躍的に拡大をしていかなければならないと、このように思ふわけでありませうけれども、神奈川県として飛躍的に電子マニフェストを普及するための取組として、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思ひます。

廃棄物対策課長

県としましては、電子マニフェストの普及として、事業者であるとか処理業者に対しての講習会や説明会を実施し利用に向けたPRを行っているところでございます。具体的に平成19年9月、平成20年2月に電子マニフェスト操作講習会を5回実施しているところでございます。さらに、多量に排出する事業者を中心に参加いただひている廃棄物の自主管理事業の説明会におきまして、電子マニフェストの普及について説明を行い、アンケート調査なども実施して促

進を図っているところでございます。また、県の産業廃棄物協会とか各地域の廃棄物の対策協議会等の関係団体と連携しまして、会員企業に電子マニフェストの利用を呼び掛けるといった取組を進めているところでございます。

此村委員

今課長から御説明があったような取組で、普及率がまだ少ないけれども、着実に広まってきたということで、これは御努力の結果だと思うのです。問題は今後これを飛躍的にもっと進めていくにはどうするのか、例えば前にもお話ししましたがけれども、それを更に確実に担保するために、例えば埼玉県と(株)エヌ・ティ・ティエムイーとの連携による画像で追跡できるようなシステムの導入とか、機械だとかいろいろな技術の進歩によって様々なやり方が今あるだろうと思うのです。これは国内だけではなく、廃棄物に敏感なヨーロッパなどにはもっと違った、更に効果的なやり方もあるのではないかと思うわけでありまして。今までやってこられた御努力によって大きく伸びたということでございますけれども、それぞれのシェアをもっと更に拡大していくための施策が今後求められるわけでありましてけれども、この点についてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

廃棄物対策課長

電子マニフェストにつきましては、出発点である排出事業者が加入するというのが一番重要でございます。排出事業者が大手であれば、その後中間処理業者、処分業者につながるというところがございますので、排出事業者に特にターゲットを絞って広く普及を図っていきたくて考えております。先ほど申しましたアンケート調査によりまして、大体、大手の排出事業者の半数ぐらいが電子マニフェストを導入する意向があると把握しておりますので、そこに特に力を入れて働き掛けていきます。その働き掛けにつきましては、国の方も数値目標を立ててやっておりますので、県としても協力しながら一緒に是非取り組んでいきたいと考えております。

此村委員

リサイクル製品認定制度は、循環型社会に貢献する制度であり、多くの自治体で導入されております。安全性の確保や製品の販路など課題もあると思っておりますが、課題を解決しながら全体として良い制度となるよう是非進めていただき、一日も早くこの制度をつくり、スタートしていただきたいと思っております。また不法投棄を防止するなど、産業廃棄物の適正管理を進めるための電子マニフェストの普及に向けた取組も、引き続き結果が出る効果的な施策を進めていただきたいことを要望いたしまして、私の質疑を終わります。